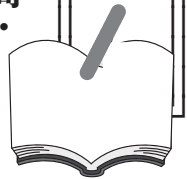


年金のはなし



国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するためには、免除等これらの期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- ◎一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていないければ追納できません。
- ◎「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

※今年度中に追納していただく際の月分の保険料は次のとおりです。

年度	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除
19	15,040	11,280	7,520	3,760
20	15,160	11,370	7,570	3,790
21	15,250	11,430	7,620	3,810
22	15,510	11,630	7,750	3,870
23	15,290	11,460	7,650	3,820
24	15,140	11,350	7,570	3,780
25	15,120	11,340	7,560	3,780
26	15,270	11,450	7,630	3,810
27	15,590	11,690	7,790	3,900
28	16,260	12,190	8,130	4,060

※追納加算額が含まれています

後納制度と追納制度の違いは？

後納制度は平成27年10月1日から平成30年9月30日までの間に限り、過去5年以内の未納期間の保険料を納めることができるのに対して、追納制度は過去10年以内の免除（学生納付特例、若年者納付猶予を含む）期間の保険料を納めることができる制度です。

詳しくは、「国民年金保険料専用ダイヤル」(0570・011・050) またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

保健福祉課戸籍担当
電話 56・2123

占冠村の放射線量の状況（8月）

測定日 8月10日 【単位：マイクロシーベルト毎時】

測定場所	測定時間	天候	測定値
占冠中央小学校グラウンド	9:30	曇り	0.033
双民館グラウンド	9:50	曇り	0.058
占冠地域交流館グラウンド	10:05	曇り	0.057
占冠保育所グラウンド	9:35	曇り	0.047
トナム学校グラウンド	10:40	曇り	0.064
トナム保育所グラウンド	10:45	曇り	0.055

※北海道の空間放射線率モニタリング結果（上川総合振興局 0.0209～0.0900）と比較して平常レベルと判断されます。

「北海道の空間放射線率モニタリング結果」は、下記のホームページで公開されています。

「環境放射線測定結果【北海道立衛生研究所】」
<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/>

■お問い合わせ 総務課総務担当 電話 56-2121

高齢者等の皆様へ

湯の沢温泉入浴券の手続きはお済みですか？

平成29年度の開始事業で高齢者等へ占冠湯の沢温泉無料入浴券を配布しています。手続きがお済みでない方は手続きの上、ぜひご利用ください。

◎対象は、75歳以上の方と後期高齢者医療の保険証をお持ちの方です。

◎保険証等身分が証明できるもの・印鑑を持参し、役場保健福祉課・トナム支所にて手続きしてください。

◎入浴券は1人10枚配布されます。



■お問い合わせ
保健福祉課国保医療担当
電話 56-2122



宝くじの助成金で煙体験ハウスを整備！！

このたび、宝くじの社会貢献事業に、占冠女性防火クラブが該当となり、助成金で煙体験ハウスを整備しました。この事業は、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的に行われている、宝くじの受託事業収入を財源としたコミュニティ助成事業です。

煙体験ハウスは、平成29年7月30日に開催した『しむかっぷ消防フェスタ2017』で披露しました。当日はたくさんの村民の方々に来ていただき、煙での視界不良、煙の恐ろしさ等を体験してもらい、防火意識の高揚が図れたと思います。この他にも放水体験・ミニ消防車乗車体験・消防被服着用体験・消防車救急車見学・消防隊員証作成・ヨーヨー釣りを行いました。来年度も開催する予定ですので、多くの皆様のお越しを心よりお待ちしております。

救急出場状況（7月分）		
交通事故	2件	(2人)
一般負傷	1件	(0人)
労働災害	2件	(2人)
転院搬送	2件	(2人)
医師搬送	1件	(0人)
急病	12件	(12人)
7月計	20件	(18人)
累計	139件	(130人)
※ ()内は搬送人員		



富良野広域連合 富良野消防署占冠支署 ☎56-2119

安全運転にはスマホ使用厳禁！歩行者の安全確認を！

運転中のスマホ厳禁

運転中のスマートフォンの使用など次にあげる行為は法令で禁止されています。

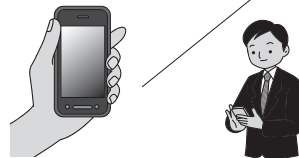
- 車両運転中の『携帯電話の使用』
- 車両運転中の『カーナビ等の注視』
- 自転車利用中の『携帯電話の保持使用』

罰則は次のとおりです。

- 車両を運転中、携帯電話を保持使用した場合
〔点数〕 1点
- 〔反則金〕 普通車6千円
- 車両を運転中、携帯電話を使用し危険を生じさせた場合
〔点数〕 2点
- 〔反則金〕 普通車9千円
- 車両を運転中、カーナビ等の画像を注視した場合
〔点数〕 1点
- 〔反則金〕 普通車6千円
- 車両を運転中、画像を注視し危険を生じさせた場合
〔点数〕 2点
- 〔反則金〕 普通車9千円
- 自転車利用中、携帯電話を保持使用した場合
5万円以下の罰金

交通安全 SAFTY DRIVE

スマホに夢中になると、周りが見えなくなるので注意！



横断歩道は歩行者が優先！

自動車運転中のスマートフォンの使用は勿論ですが、道路を歩きながらの使用も周りに注意が向かなくなり、交通事故に遭う可能性が高くなりますので、絶対にやめましょう。

横断歩道は歩行者の安全が確保されるべき場所であり、歩行者妨害は立派な交通違反です。ドライバーの皆さんは、信号だけでなく、横断歩道上の安全確認を徹底しましょう。横断歩道を渡る、もしくは渡ろうとしている歩者がいるときは、必ず横断歩道の直前で一時停止し、通行を妨げないようにしましょう。

夕暮れの時間帯は、要注意！

9月になり、季節は秋に移り変わります。徐々に日の入りの時間帯も早まりますので、ドライバーの皆さんは早めの点灯を心がけましょう。

歩行者の方も、夕暮れ時はドライバーから歩行者が見えづらくなることを念頭に置き、明るい服装や自動車のライトを反射する「反射材」を身につけるなど、ドライバーに自分の存在をアピールして交通事故に遭わないようにしましょう。